

ID: 1103

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	利用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市民文化プラザ条例 第7条第1項（第30条第2項において準用する場合に限る。）		
例 規 番 号	令和6年条例第12号		
【根拠条文】 （利用の承認） 第7条 施設等を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ施設等の利用の申請（以下「利用申請」という。）を指定管理者に行い、承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第8条、西東京市民文化プラザ条例施行規則第6条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 （利用の承認の制限） 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を承認しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。 (3) 前2号のほか、施設等の管理運営上支障があるとき。 （利用の不承認） 第6条 条例第8条第3号に規定する施設等の管理運営上支障があるときとは、次に掲げるものをいう。 (1) 入館者の安全の確保が困難であるとき。 (2) 他の施設等の利用の承認を受けた者に不利益又は迷惑を及ぼすことが明らかであるとき。 (3) その他施設等の利用が特に困難であるとき。 （市が設置する公の施設における措置） 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。）は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認（以下「承認」という。）について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日